

○多摩市長等政治倫理条例施行規則

平成22年9月3日規則第45号

改正

平成29年3月10日規則第10号

多摩市長等政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多摩市長等政治倫理条例（平成22年多摩市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の会長等)

第2条 条例第6条第1項に規定する多摩市長等政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第3条 審査会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、調査審議を適正かつ迅速に行い、又は会議の秩序を維持するために、必要な措置をとることができる。

(委員の除斥)

第4条 審査会の委員は、自己若しくは配偶者又は3親等内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係がある事件については、その審査に加わることができない。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、企画政策部秘書広報課において処理する。

(審査会の運営)

第6条 前4条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(調査請求)

第7条 条例第8条第1項の規定により調査を請求しようとする者は、当該請求を行う時点において、多摩市の選挙人名簿に登録されている者の総数の100分の1以上の自筆による署名、捺印の連署をもって、多摩市長等政治倫理調査請求書（第1号様式。以下「調査請求書」という。）を多摩市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の調査請求書には、条例第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いのある事実を証する資料を添付しなければならない。

(調査請求書等の不備の補正)

第8条 市長は、調査請求書の提出を受けた場合において、当該調査請求書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、概ね10日間の期間を定めて、その補正を命ずるものとする。

(調査請求の却下)

第9条 市長は、調査請求を行った者が前条の規定による補正命令に従わないときは、当該調査請求を却下するものとする。

(意見の開陳)

第10条 審査会は、条例第9条第2項に規定する調査を行うに際しては、調査請求の対象となった多摩市長、多摩市副市長、多摩市教育委員会教育長又は多摩市下水道事業管理者（以下「市長等」という。）に意見を述べる機会を与えなければならない。

(資産報告書の提出)

第11条 条例第10条の規定により審査会が提出を求める資産報告書の内容は、次に掲げるもののうち、審査会が指定するものとする。

- (1) 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。） 所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合はその旨
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨
- (3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
- (4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。） 預金及び貯金の額
- (5) 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあっては、株式の銘柄及び株数）
- (6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。） 種類及び数量
- (7) ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。） ゴルフ場の名称
- (8) 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。） 貸付金の額
- (9) 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。） 借入金の額
- (10) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が100万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実）

ア 総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。）

イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて政治倫理の確立のための多摩市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年多摩市規則第45号）第5条に規定するもの

(11) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）

(12) 報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名

2 資産報告書は、多摩市長等政治倫理に関する資産報告書（第2号様式）により提出するものとする。

3 審査会は、資産報告書の提出を求めるにあつては、相当の期限を付することができる。

(説明会)

第12条 市長は、条例第14条第1項の規定により説明会を開催するときは、開催の日時及び場所その他必要な事項を定め、開催日の1週間前までに告示しなければならない。

2 市長等は、説明会において、代理人を出席させ、又は補佐人を付けることはできない。

3 市長等は、やむを得ない理由により説明会に出席できないときは、その前日までにその理由を付した書面をもって市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の書面を受けた場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、説明会を延期することができる。

5 前項の規定により説明会を延期するときは、その旨を直ちに告示しなければならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年9月30日から施行する。

附 則（平成29年規則第10号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。